■ 教育講演 1

生物多様性条約の背景とその施行下での薬用植物資源等国際探査の論点

小山 鐵夫(高知県牧野記念財団理事長、高知県立牧野植物園園長)

昨今国際情勢の推移により、外国での植物、特に野生植物の探索入手と、それ等の日本への持ち込みが非 常に難しくなって来た。その大半を野生原種に求めている漢方薬源植物の国外よりの入手にとってこの問題 は大きい。本題では所謂植物資源ナショナリズムの背景をreviewし、その解消策とした生物多様性条約(CBD) の要点に言及し、条約施行下で漢方薬源植物の海外からの入手法とその多様化方策に就いて述べて見たい。

植物の国際関係に見る3エポック。

私が、第I Epochと考えている時代は、植物の所有権とかその資源としての経済価値の認識が殆んど無く、 先進国は世界各地で植物を自由に探査し、導入を計り、植物産業立国に資した。植物資源を保有する原産国 に利益がもたらされなかったと言う点から、植物資源保有国の間で不満がつのり、私が第II Epochと呼ぶ所 謂植物資源ナショナリズムの時代に入り、資源植物の研究開発にブレーキがかかったばかりか、その多様性 が損なわれる傾向が生じて来た。この不幸な状況を収拾するため国連環境及び開発会議(UNCED)に向け て生物多様性条約が起草され、1992年に発効し、第III Epochと云える植物の原産国と開発国の間の協調時 代に入り現在に至っているが、なお多くの問題が見られる。

生物多様性条約(CBD)の要点。

この国際条約は生物多様性の保護とその持続的開発利用を模索する論理面と、生物産業による利益の公平 な配分を目指す現実的な経済面という二面から構成されている。日本はその締約国の一つではあるが、この 条約は日本のように資源が無く、技術水準が非常に高い国には不利な条約と云わざるを得えない。

生物多様性条約の締結国として行う国際植物探査の形態と要領。

相手国と折衝後、二国間の協力と共同研究を根底理念とする協定書(MoA/U : Memorandum of Agreement/Understanding) を取り交わしてから、野外探索と植物等の日本への持ち込みになる。その順 序とフォローアップ方式をフローチャートで述べる。通常日本への植物材料提供の対価として、資金に加え て技術移転(Technical transfer)とそれに伴った人材育成が要求される。日本の漢方薬源植物の確保につ いての提言。現時点では海外の植物を上記のようにCBDに準拠して日本へ持ち込み、産業化する事が出来て はいるものの、植物資源リッチの途上国が暫時発展して、自国で植物の産業化が可能になると植物の日本へ の提供自体に制限がかかる事態が十分に予想される。前記のようにその大半を野生原種に頼る漢方薬源植物 ではその影響は最も大きい。最も手っ取り早い対策は薬用植物の栽培化であろうが、多くの薬用植物はcrop development(育種開発)が難しい部類のものである。従って、漢方薬源植物の多様化という事が緊急の必 要性となる。その為には、現在利用されている薬用植物の近縁種と代替種の模索に加えて、新素材のインベ ントリーも必要である。こういう研究は薬学と植物分類学の学際的協調により実現されるので、元々薬学か ら分離した植物分類学と再び連携するシナリオで、言わば「旧きを訪ねて新しきを知る」である。

略歴

1963年 米国ニューヨーク植物園研究官

(79年 同首席研究官・アジア部長)

1971年 ニューヨーク市立大学教授

1988年 日本大学農獣医学部教授

1992年 日本国連代表部代表顧問 1997年 日本大学生物資源科学部資料館長 1999年 高知県立牧野記念財団理事、兼高知県立牧野植物園園長

2008年 高知県立牧野記念財団理事長、兼高知県立牧野植物園園長

現在に至る。